

四国森林管理局公募要項等説明会（令和3年10月13日）・現地説明会（令和3年10月14日）質問に対する回答

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	資料2	P2	木材の安定的な取引 (申請様式1) (申請様式5) (申請様式5-1)	新たな需要開拓の概念、イメージは、どのようなものか。	<p>新規需要開拓とは、例えば以下の①から③までのようなものであって既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられるものを指します。</p> <p>① 従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの (例) C L T 建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等</p> <p>② 従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの (例) 2×4 建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等</p> <p>③ その他の取組 (例) 地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等 (公募要項の別紙11「樹木採取権を行使する際の指針」(別記)の備考欄を参照。)</p> <p>申請においては、樹木採取区からの木材供給量に相当する量以上の木材が、新規需要開拓に充てられる必要があります。</p> <p>申請書の記載に当たっては、申請様式5の2(4)に、前述の例示を参考に新規需要開拓の内容を記載してください。</p> <p>ただし、申請書を評価する際の加点については、申請様式5-1(イ)の取引量の増加量に占める新規需要開拓の計画量の割合により評価することとしておりますが、この計画量には「国産材需要のある分野での量的拡大<sup>(注)</sup>」を含みませんのでご注意ください。</p> <p>(注)「国産材需要のある分野での量的拡大」とは、前述の「新規需要開拓」の内、「国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等」のことをいいます。</p>
2	資料2	P6 P29	社会保険、労働保険等への加入 (申請様式2) (申請様式7-1)	様式2の11と12の項目では、チェック項目すべてに該当しないといけないことや様式7-1では現場作業員の氏名、労災保険、雇用保険等の加入状況を記載することとされているが、下請事業者の場合、こういった保険関係にすべて加入している事業者は少ないのではないか。	<p>様式2については、申請者が審査基準に定める高知県の意欲と能力のある民間事業者としての資格があるかどうかを判断するものであり、社会保険等についても達成できていない場合には一年以内にすべてを実施する誓約書を提出していただくことになります。</p> <p>一方、様式7-1の従事する者の状況は、下請け者を含めた申請時の状況について記載していただくものです。</p>

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
3	資料2	P14	木材の安定的な取引 (申請様式5関係)	安定取引協定については、10年間のスパンの途中で取り組みの変化により協定先の変更があった場合は、途中で変更することは可能か。	申請書類等における取引事業者で主要取引先にあたる事業者に変更があったときは、変更後遅滞なく、主要取引先以外の事業者に変更があったときは、運用協定第48条に基づく定期報告において、変更後の安定取引協定書及び変更した申請書類等を届け出ていただくことにより変更が可能となっております。この場合、変更後の安定取引協定書及び変更した申請書類等については、計画等承認基準等を踏まえ確認させていただきます。 (運用協定書第50条)
4	資料2	P14	木材の安定的な取引 (申請様式5関係)	申請書では4,000m3として各欄を記載することとなっているが、スギとヒノキ別の数量内訳は示せないのか。	スギとヒノキの実際の採取量については、伐区設定により異なってくるため、正確な数量を示すことはできませんが、採取区の設定にあたっては、樹木採取権者が採取の基準の範囲内で樹木採取区内の採取する伐区を自由に設定できることになっておりますので、伐区の設定の仕方によって樹種割合は変わってくるものと考えております。なお参考になるものとして、別紙3の齢級別面積で樹種別齢級別の区画面積を記載しておりますので、ご参照ください。
5	資料2	P14	木材の安定的な取引 (申請様式5関係)	本制度では、木材は山側から製材工場等へ直接流れる構図となっているが、原木市場を通すことはできないのか。	原木市場も協定取引等の取引形態を採って製材工場へ流通させている市場がありますので、市場を通した申請は可能です。この場合は、申請様式5の「その他の事業者」に該当しますので、その欄に記載してください。
6	資料2	P15	木材の安定的な取引 (申請様式5関係)	木材利用事業者、木材製品利用事業者の財務諸表については、木材産業等高度化推進資金を利用しない場合は提出の必要はないと理解してよいか。また、社会保険の加入状況については、申請者以外の協定先(木材利用事業者、木材製品利用事業者)の分も写しが必要なのか。	財務諸表については、木材利用事業者、木材製品利用事業者が木材産業等高度化推進資金を利用されない場合は提出いただく必要はありませんが、社会保険の加入状況については、計画を見せていただく際に木材利用事業者、木材製品利用事業者が保険に加入されているかを確認する必要がありますので保険料の領収書の写し等を添付していただくこととなります。
7	資料2	P21	木材の安定的な取引 (申請様式5関係)	樹木採取権は、増産をメインに考えれば、林業事業体は増産に伴って増員が必要なのか。また買う側は、増産した木材をコンスタントに買い続ける必要があるのか。そこまでの縛りがあるのか。	今回、樹木採取区から生産される素材の量は年間4,000m3としておりますので、まずは民間事業体の余力の範囲でこなしていただくことになると考えるところですが、増産の目標は5年後までに実行体制を整えていただくことであり、既存の作業班の生産体制の組み方や増員、一部事業の委託等により目標を達成できるようご検討ください。  一方、協定量の順守については、4,000m3の供給は既存の市場に影響を与えないことが求められておりますので、新たな需要に結びつく取引先の開拓等を検討していただきたいと考えております。  なお、「縛り」について、樹木採取権者(林業事業体)からの報告を受け、協定内容と乖離していると国が認識する場合は、その理由を樹木採取権者に確認します。その理由が不十分な場合は、国が改善指導を行うこととなります。

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
8	資料6		参加資格要件 (公募要項の別紙13)	系列グループのA社、B社双方で申請を検討した場合、それぞれ一方を協定相手方として、どちらが申請しても同等に扱っていただけるのか。	法人格が分かればどちらが申請者となっても問題はありませんが、申請者に課される要件として、伐採後の植栽について造林請負契約を締結していただく義務が生じることになります。この造林事業請負契約約款では現場代理人は直接雇用であることや一括下請けの禁止などの条項が規定されておりますので、申請にあたっては実行体制を有する側が申請者になるのが事業実行上の制約は少ないと考えます。(造林の契約をするときに課すべき資格については、公募要項の別紙13を参照。)
9	資料6		採取の基準 (公募要項の別紙12)	車両系(路網)で搬出する場合、樹木の採取に伴って発生する末木・枝条はどのように取り扱ったらよいか。	樹木の採取に伴い発生する末木・枝条等については、基本的にはバイオマスへの活用を図る等により有効活用に努めていただきたい。ただし、林地に存置させる場合は、公募要項の別紙12「採取の基準」の4に処理例を記載しておりますので、架線系、車両系にかかわらず環境保全上配慮した処理をお願いします。
10	資料6		採取の基準 (公募要項の別紙12)	保護樹帯の中に作業道を通すことは可能か。	樹木の採取にあたって効率的な作業道を配置するために必要であれば保護樹帯内を作業道が横断すること等はあり得ると考えております。具体的には毎年度作成していただく実行計画案において伐区毎に、地形等を踏まえ支障木や線形等の予定を記載いただき、現地の収穫調査の際に確認することになります。
11	共通		事業の実行	生産事業(樹木の採取)を全て請負で実行することは可能か。	本制度では、申請者の要件として高知県の意欲と能力のある林業経営者として公表された民間事業者、又は高知県の基準を満たす民間事業者であることが必要であるため、申請者が素材生産を実施していない場合には連携協定等により素材生産事業者と連携していただく必要があります。 さらに、申請者もしくは所属する職員、又は下請となる事業者が素材生産に係る事業実績等について原則3年以上ある必要があります。 また、本事業に係る業務(樹木の採取又は搬出に係る業務に限る。)を申請様式2の5に記載する連携協定等により連携している事業者以外の新たな第三者に委託し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ運用協定第47条に基づき、国の承認を求めることにより採取が可能となります。